

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和8年 9月 11日	
(宛先) 前橋市長	
提出者 〒410-0001	
住 所 静岡県沼津市足高292-33	
氏 名 米久デリカフーズ株式会社	
代表取締役 野口 英俊	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 055-925-2255	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	米久デリカフーズ株式会社 前橋工場
事業場の所在地	群馬県前橋市上大島町88番地
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：食料品製造業
② 事業の規模	売上高：5525.2百万円
③ 従業員数	150人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	当工場から発生する産業廃棄物は、製造現場からの動植物残渣・廃プラスチック類、排水処理工程からの汚泥、工場建物から排出される金属くず・廃油・ガラスくずである。(汚泥は自社排水処理施設の脱水工程を経て、中間処理業者に委託後、肥料化される。) ・汚泥：脱水⇒肥料化 ・動植物残渣：肥飼料化、焼却 ・廃プラスチック：減容、焼却 ・金属くず・ガラスくず(廃蛍光灯)：破碎・金属原料化 ・廃油：油水分離等

(日本産業規格

A列4番)

8.9.17

第

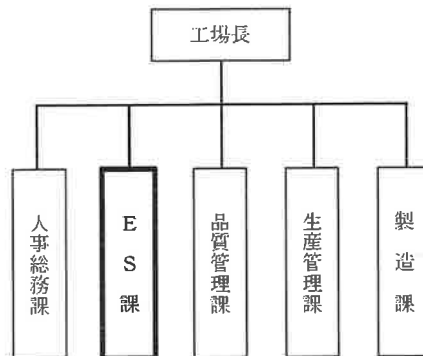
号

受付

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物は上記組織図におけるES課が主管し、同課の産業廃棄物管理責任者が管理する体制

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2025年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物残渣
	排出量	2633.25 t	274.87 t
	(これまでに実施した取組) プレス前包材外し作業を湯剥き式からナイフカット式に変更。 (表面が融けて発生するドリップロスの削減) (お湯の使用量削減による排水発生量の削減)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物残渣
	排出量	2606.92 t	272.12 t
	(今後実施する予定の取組) 生産用機械の冷却水を放流式から循環式に変更。 落下した肉片を側溝に流さず廃棄物用バットに回収するよう指導。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄前の動植物残渣を専用冷蔵庫に保管し、廃プラスチック類と分別するようにしている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 前年度取組を継続実施。

(第3面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2025年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	排出量	202.22 t	5.45 t
	(これまでに実施した取組) プレス前包材外し作業を湯剥き式からナイフカット式に変更。 (表面が融けて発生するドリップロス削減) (お湯の使用量削減による排水発生量の削減)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	排出量	200.20 t	5.40 t
	(今後実施する予定の取組) 前年度取組を継続実施。		
① 現状	【前年度（2025年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	
	排出量	0.49 t	t
	(これまでに実施した取組) 工場から排出される油のうち、食用油は有価物としてリサイクルを行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	
	排出量	0.49 t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年度取組を継続実施。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2025年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	2147.41 t	t
	(これまでに実施した取組) 排水処理工程の一環として脱水処理を実施。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	2125.94 t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年度取組を継続実施。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2025年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物残渣
	全 処 理 委 託 量	485.84 t	274.87 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	485.84 t	54.54 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	485.84 t	207.80 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	動植物残渣の処理委託に関して再生利用等を実施する委託業者への委託を増やし、再生利用等実施率を高めるよう意識的に取り組んでいる。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2025年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	全処理委託量	202.22 t	5.45 t
	優良認定処理業者への処理委託量	61.18 t	t
	再生利用業者への処理委託量	61.18 t	5.45 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 廃プラスチック類の回収を平ボディからパッカー車にすることで、廃プラスチック収集運搬回数の削減を図り、収集車からのCO2排出量を削減。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2025年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	
	全処理委託量	0.49 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.49 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 工場から排出される油のうち、食用油は有価物としてリサイクルを行っている。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物残渣
	全 処 理 委 託 量	480.98 t	272.12 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	480.98 t	53.99 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	480.98 t	205.72 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年度取組を継続実施。		
※事務処理欄			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	全 処 理 委 託 量	200.20 t	5.40 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	60.57 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	60.57 t	5.40 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年度取組を継続実施。		
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	
	全 処 理 委 託 量	0.49 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0.49 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年度取組を継続実施。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。